

国立大学法人東京農工大学保有個人情報等管理細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等 (業務の委託等) 第29条 (略) 2 (略) 3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。 4 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、「委託を受けた者」において、本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。 5 委託先において、独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。 6～8 (略)</p>	<p>第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等 (業務の委託等) 第29条 (略) 2～4 (略) 5 委託先において、独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第3項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。 6～8 (略)</p>	

附 則(令和2年4月1日細則第10号)
この細則は、令和2年4月1日から施行する。